

おわりに

本委員会では、今後の我が国の大学等における産学官連携活動の推進方策について、以上のとおり審議の結果を取りまとめた。

「 今後の産学官連携についての基本的な考え方」でも述べたように、これまで大学等における知的財産の創出、管理、活用に関する施策を推進してきたことにより、大学等に組織的な産学官連携活動を推進する体制の整備が進み、一部の大学では、事業化支援、人材育成、技術指導等、多面的な産学官連携活動を行う体制へと移行する動きもある。

こうした大学等の動向を踏まえつつ、産学官連携活動が失速することなく、知的財産戦略などが十全に展開されるよう、知的財産活動をはじめとした産学官連携活動の質の向上を図ることが求められる。その際には、こうした大学等の産学官連携活動は、産学官を支える高度で多様な役割に対する産学官のそれぞれの理解と政策的な支援が不可欠であるとともに、これらの活動については長期的な視点で評価することが必要であることに留意しなければならない。

また、産学官連携活動の充実を図るための大前提として、各大学等において、研究者の自由な発想に基づく独創的、先進的な研究に取り組むことができるよう、研究基盤の整備を図ることが不可欠であり、国は、大学等における基盤的資金を確実に措置するとともに、競争的資金の拡充を図ることが必要である。

文部科学省においては、関係府省との連携を図りつつ、本報告書の内容を着実に実施するために必要な措置を講ずるよう期待するものである。

本委員会では、今後とも必要に応じて本報告書に関連する施策の進捗状況をフォローアップするとともに、教育・研究、そして研究成果の社会還元という大学等の三大使命を踏まえつつ、様々な情勢の変化や時々の課題に応じて適宜検討を行っていくこととしたい。